三名町防災行政無線戸別受信機の貸与等に関する要綱

(趣旨)

第 1 条 この要綱は、三宅町防災行政無線の円滑な通信の確保を図るため、 三宅町災行政無線の戸別受信機(以下「受信機」という。)の貸与等に関し 必要な事項を定めるものとする。

(受信機の貸与及び設置施設)

- 第2条 次にあげる者は町長に三宅町防災行政無線戸別受信機貸与(新規・変更・廃止)申請書(別紙様式第1号)を提出し、受信機の貸与を うけることができる。
 - (1) 町内に住所を有する世帯の世帯主
 - (2) 社会福祉法人等の施設の代表者
 - (3) その他町長が必要と認めた者
- 2 第1項に定める受信機の貸与を受けた者は次に定める施設に設置することとする。
 - (1) 前項第1項の者については、居住の用に供する施設
 - (2) 前項第2項の者については、社会福祉法人等の施設
 - (3) 前項第3項の者については、町長が必要と認める施設

(貸与の許可)

- 第3条 町長は、次の場合を除き、受信機の貸与を許可しなければならない。
 - (1) すでに同一世帯の者が受信機の貸与を受けている場合
 - (2) 前に受信機を故意または過失により、毀損ないし滅失させた者 による申請
 - (3) 防災無線の運営を著しく害する者による申請等、防災無線の運営 上好ましくない者による申請
- 2 設置許可を受けた者は、設置の際に承諾書(別紙様式第2号)に署名 捺印しなければならない。

(貸与の費用等)

- 第4条 受信機の機器(本体及び附属品等)は、無償貸与とする。
- 2 受信機の設置費用については、全額を町が負担する。
- 3 通常要する管理費(電気料金、電池代等)については、使用者の負担とする。
- 4 使用者の都合による設置場所の変更にかかる費用は、使用者が負担する。

(使用者の責任等)

- 第5条 使用者は、受信機が常に正常な状態に保つよう十分に注意をし、 管理しなければならない。
- 2 使用者は、下記の行為をしてはならない。
 - (1) 受信機を第三者に譲渡し、もしくは転貸すること
 - (2) 受信機を担保の用に供すること

- (3) 受信機を改造するなど、受信機に変更を加えること(故障・修理)
- 第6条 使用者は、受信機に異常が生じたことを知ったときは、すぐに異常の報告をしなければならない。
- 2 町は、使用者から受信機の異常の報告を受けたときには、すぐに異常 の確認、修理、受信機の交換等を行わなければならない。
- 3 修理、交換等にかかる費用については次のとおりである
 - (1) 使用者の故意又は過失により受信機に異常が生じた場合の修理、 交換にかかる費用は、使用者が負担する。
 - (2) 経年劣化、不可抗力など使用者の責めに帰することができない事由により受信機に異常が生じた場合の修理、交換に係る費用は、町が負担する。

(申請事項の変更)

第7条 使用者は、申請時に申し出た事項に変更があった場合には、すぐ に町長に対して、三宅町防災行政無線戸別受信機貸与(新規・変更・廃 止)申請書(別紙様式第1号)により、変更の申請をしなければならな い。

(返還)

- 第8条 使用者は、次のいずれかの場合には、町長に対して三宅町防災行政無線戸別受信機貸与(新規・変更・廃止)申請書(別紙様式第1号) により廃止の申請をして、受信機を返還しなければならない。
 - (1) 使用者が町内に住所を有しなくなった場合
 - (2) 使用者が死亡した等、受信機を使用する者がいなくなった場合
 - (3) 第2条第2項各号記載の施設がなくなった場合
 - (4) 使用者が第5条の義務に違反した場合
 - (5) 使用者が受信機を不要とした場合
 - (6) その他町長が返還する必要があると認めた場合

(撤去申請)

第9条 使用者は、受信機を返還するに際し、自ら受信機を撤去できない場合には、町長に対して三宅町防災行政無線戸別受信機撤去申請書(別紙様式第3号)を提出し、撤去の依頼をすることができる。

(損害賠償)

- 第10条 使用者は、故意または過失により受信機を毀損させた場合には、 修理等に要した実費を負担しなければならない。
- 2 使用者は、故意または過失により受信機を減失したときは、代替となる受信機の購入に要した費用を負担しなければならない。

(その他)

第11条 この要綱に定めるほか、必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

(施行期日)

この要綱は、平成24年6月1日から施行する。